

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

|                |  |                                  |
|----------------|--|----------------------------------|
| 許認可等の内容        |  | 道の駅にしかた特別設備の承認                   |
| 根拠法令等及び条項      |  | 道の駅にしかた条例第9条                     |
| 標準<br>処理<br>期間 | 根拠条項   | 未設定                              |
|                | 設定等年月日   | 平成 年 月 日設定<br>平成 年 月 日最終変更       |
|                | 標準処理期間   | 日                                |
| 審査<br>基準       | 根拠条項   | 道の駅にしかた条例第9条                     |
|                | 参考事項   |                                  |
|                | 設定等年月日   | 平成23年 9月 2日設定<br>平成29年 3月23日最終変更 |
|                | <p>【 基 準 】</p> <p>1 道の駅にしかたの特別の設備等の承認（条例第9条）</p> <p>(1) 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用する場合に生じる費用は、利用者の負担とする。</p> |                                  |